

国保組合だより

組合員の世帯に属する家族の資格の異動などについては、組合員が責任をもって届出をしなければなりません。健康保険の被保険者資格がなくなったり、子供が生まれたりして、家族数が増えて資格取得届を建設国保に提出しなければならぬのに、届出が遅れてしまうと、保険料を最高2年間分遡って納めていただくこととなります。

また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となりま

ますので、注意してください。家族の異動に限らず、住所・氏名が変わったとき、子供が修学のため転出するとき、交通事故にあったときな

療費をあとで返していただく必要はありません。納めていた保険料は、資格喪失の月までさかのぼってお返し

資格の取得と喪失の届け出はお早めに

により、3か月分もの保険料を返さなければならぬほど届出が遅れた場合、建設国保は、組合員から過怠金(家族1人分の保険料月額である5000円)を徴収することとしてい

ますので、注意してください。家族の異動に限らず、住所・氏名が変わったとき、子供が修学のため転出するとき、交通事故にあったときな

建設国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬の自己負担の軽減額

の増加は、保険料の増加に直結します。医療費適正化の取組みとして、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

徴収することとしてい

ますので、注意してくだ

建設国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額

通知をお届けしていま

の増加は、保険料の増加に直結します。

- お知らせの内容
- ・処方されているお薬の名前
- ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の自己負担の軽減額
- 送付方法
- ・年2回、封書により、被保険者のご自宅へ郵送